

参議院厚生委員会會議録第十二号

昭和二十七年十二月十九日(金曜日)午
前十一時三十分開会
出席者は左の通り。

委員長 藤森 眞治君
理事 大谷 繁潤君
堂森 芳夫君

委員

小杉 繁安君
長島 銀藏君
中山 壽彦君
井上 なつる君
河崎 ナツ君
山下 義信君
谷口 彌三郎君
深川 タマエ君

衆議院議員

政府委員

厚生政務次官 越智 茂君
厚生省保険局長 久下 勝次君
引揚援護庁長官 木村 忠二郎君
事務局側
常任委員会専門員 草間 弘司君
常任委員会専門員 多田 仁巳君

本日の會議に付した事件

○船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(藤森眞治君) これより厚生
委員会を開きます。

昨日に引続きまして船員保険法の一
部を改正する法律案を議題といたしま

す。御質問をお願いいたします。

○井上なつる君 この法律案でござい
ますが、この法律の附則の二項、この
法律による改正の問題でございませ
んが、失業保険金の最高日額を定めるま
での間は、失業保険金の額は、一日に
つき三百七十円をこえることができな
い。と書いてございしますが、その期間
はどのくらいでございしますか。一月一
日までの期間でございしますか。それ
とも最高日額を定めるにはほかに日
にちがいののでございしますか。

○政府委員(久下勝次君) 大体お話し
の通りでございまして、私どももいたし
ましては、この法律が御決定を頂きま
したならば、早速この法律の規定に基
きまして、社会保険審議会を開催する
予定でございします。只今のところ
は、この月末までには是非開きまし
て、そして一月一日から最高日額を
上げたいと思っております。従いまし
て私どものほうの予定通りで参るとい
たしますれば、この附則二項の適用は
十二月三十一日までとなるわけでござ
います。

○委員長(藤森眞治君) 他に御質問ご
ざいせんか。

○山下義信君 私はこの船員保険法に
限つてどういふわけでございするよう
な方法をとることにしたのか、その真意を
一つ聞いておきたいのですが。

○政府委員(久下勝次君) 船員保険法
は御承知の通り失業保険もございま
するし、或いは年金等の長期給付の法
律もございします。総合的な社会保険制

度でございしますもので、そういう意味
合いにおきまして陸上の労働者につ
きましては、労働省の所管をしておき
ます失業保険法があるのではありません。
失業保険のほうは同法十七条の三によ
りまして、労働者の賃金は一定限度上
りまして、或いは下りますと、それ
に自動的に、行政的に措置ができるよ
うになつていましてございします。従来
船員保険法は主としてこの制度が船員
保険法に取入れられましたときの状況
では、船員の賃金につきまして正確な
信頼すべき統計がございせんのでした
ので、陸上の失業保険法にならうこと
ができなかつた事情があるようであり
ます。そこで失業保険の最高日額を法
律の中に具体的に金額を規定して、陸
上の失業保険の保員金額が変更する
と、その都度改正を参るといふよう
な行き方をとつておつたのでござい
ます。提案理由の御説明にも申し上げ
したように、政府の法律を以て一々金
額を改訂するといふことはどうして
この間相当な期間を要しまして、労働
者の保護にも欠けたる虞れがございま
すので、今後は陸上の失業保険と同じよ
うに厚生大臣のきめるところによつ
て、陸上並にその都度変えて行けるよ
うにしたいといふことでございま
して、船員保険だけ、特有、特別だとい
うわけではございせんので、今度
の改正は実質的には陸上の労働者の失
業保険と同じようにいたさうという考
え方でございします。

○山下義信君 御趣旨はよくわかるの
であります。それではここに資料が
ありませんから念のために伺うので
すが、今局長の御説明になりました、お
答へになりました失業保険法の第十七
条の三ですか。その失業保険法の規定
と、今回改正されようとするこの条項
とを對比して、こういう場合における
ところの最高日額の定め方は同様の規
定になりますか。

○政府委員(久下勝次君) その点はお
話の通り陸上の失業保険とは実質的に
は違つた結果になると思ひます。言葉
を変えて具体的に申し上げますと、陸
上の失業保険につきましてはいろいろ
な各種の労働者がございしますけれ
ども、そのうち工場労働者の賃金日額
の変更に応じて、失業保険金額を
変更するといふことになつておりました
これにも実質的に同じようにならな
うなためには、船員の失業保険金額に
つきましては船員の賃金の変更に
応じて変更するといふことにならな
うべきであらう、こういう御質問であら
うかと思ひますが、その点につ
きましてはいろいろ検討もいたしま
し、又かねてから海員組合なり、或
いは船主団体等の御要望もございま
して、もう一つは船員保険法は、御承知
の通り保険金額を定めます根拠に賃
金実額を取つておらないのでござい
ます。標準報酬制度でやつております
さうな関係もございまして、必ずし
も陸上と同じような扱いのできない事
情もございします。従来から先は

どちらと申上げましたように、陸上
の失業保険金額の最高日額が変更し
た場合には、それと調子を合せて行
くような行き方をすつと今日まで取つ
て参つて来ておるのでございします。船員
の賃金実額の変更に際して、失業保険
金額を定めますといふことが、本来の筋
であると思ひますが、これ
につきましては、標準報酬制度を取
つておる関係等もありまして、私ども
としては、もう少し将来の問題として検
討をいたして見たいと思つておるの
でございします。この規定はそういう意味
におきまして、法律が決定になりまし
た時、具体的に私どもの考へてお
る、この間から申上げておるよう
に、従来の例にならうと、陸上の失業
保険の金額に合せたいという考へ方
でございします。将来の問題といたしま
しては、標準報酬制度と賃金実額との
み合い等の関係もありまして、もう
少し検討をさして頂きたい、という
考へであります。

○山下義信君 それでは今度の改正の条
文によりますと、とにかく最高日額の
基準は、失業保険法により失業保険金
の最高日額を基準とするのですが、こ
のきめ方はどのようにでもきめられる
のです。例えば失業保険金は、失業
保険法に定めるところの規定によつ
て、最高が抑えてあつて、それでま
あ最高までは出せる、同様の措置をせ
なければならん場合が生じて、これ
は私は法律を曲解するのではないので
す。曲解するのではないけれども、

改正前の法律によると、大体同じ措置を今局長が御説明のように、従来の事務は同じようにやつて来たわけですから、同じような措置を取るといふ御趣旨であるけれども、それ以下の措置も取れるのです、この法律によると、で、そういうふうな解釈をされますか、それはどうでしょう。

○政府委員(久下勝次郎) 言葉を厳密に申しますればおつしやるような結論になるかとも思いますが、私どもとしては運用上は、さような考え方は持つておらないのでありまして、従来の通り陸上の失業保険金額の最高日額に合せるといふ取扱をするようにしたいと思つております。この規定は実は法律の規定に基きまして、この法律案を審議するに際して、この規定を審議して頂きまして、御了解を頂いたような次第でございます。従いまして基準という言葉がありま

○山下義信君 それでは私は政府当局の運用上のお考えは今はずきりいたしました。これは大筋を曲解すると多少幅が持てるように或る場合において被保険者に不利な決定がなされることも法律の条文から言えざるやうな形になつておるのでありますけれども、これは絶対そういうこととはしないといふことではありますから、その点は安心するのであります、私が一番最

初にこういう条文を改正した政府の真意がどこにあるかといふことをお尋ねしたのは、船員保険法の運用について失業保険と相並んで迅速にその処置をしたい、現行の法律によるとそれが一国会に改正をお願いしなくてはならぬから、そういうふうにして迅速に足並みを揃えたい、こゝ言われる。その目的はそうでしょう、その目的は諒とするのですが、よくわかるのですが、私はこれは重大だと思ふのです。そこで当委員会はどうかお考えになるか知りませんが、これは一つ政府はどういう考えでこういう改正を出したかといふことについて、これは端的に申しますと、国会が従来持つておつた決定権を政府に任ずる、委譲するわけです。而も實質上から言えば社会保険審議会という諮問機関に任せるのです。といふことは国会が保険に關する重大な決定について持つていたところの決定権を今回の改正によりまして委譲するのであります。私はこういう方針が一たび国会で立てられたならば、この社会保険において従来持つておる国会の決定権をこの行政府に委譲するといふよりは、むしろ實質的には院外の、政府部内にあるところの單なる諮問機関に實質的に委譲するといふことの、一つのそういう前例を開くといふことは、私は社会保険が、将来社会保険の實質である社会保険について、国会が如何なる方針を持つつかといふ私は重大なる考

大に考える。それでその段階において我々が国会において必死になつた社会保険制度の強化推進をやらうと考へておるそういう過程において、この保険法において有しておるところの国会の決定権を私はそういうふうな委譲してしまふことが、目的は当局が考へられている御趣旨であるが、それで果してよいのであるかどうかといふことについては十分考慮をしなければならぬといふ気がするのです。そこで政府はこういうことについて国会からその点はまあ委譲されても、譲り受けても、政府はこういう方針でどう行かぬのだという確固たるお考えがあつてなされたのか、一々国会に御相談するが面倒だから、こうしてもらつておきさすれば一々その都度改正法律案を出すところの面倒さが省けるという考へ方がなければ国会としては承しかたない。従来国会に相談するよりは、決して国会の決定権を奪うのではなくして、こうしてもらつたほうが保険法の上において適かにそれよりはどうかといふことを政府が考へられたのかどうか、その辺の、法律事項であることを、いゝわゆる行政府にこれを委任して、而も實質においては社会保険審議会に国会が任せるというえとについては政府はその辺をどう考へておられるかといふことを、私は政府の方針としてこう出られたのであるかといふことについて一つ聞いておきたい。

○政府委員(久下勝次郎) 先ほどの御質問にちよつと的外れのお答えを申し上げたかと思ひますが、私どもの考へ方は決して国会の権限を私どもの勝手にしようといふような考へ方は毛頭ございせん。もともとこういうふうに改正をいたしましたことにつきましては、正をいたしますことにつきましては、社会保険審議会を構成いたしております海員組合の代表者からかれて強い要望もあつた次第であります。一つにはその要望に應じて迅速に海上労働者の保護できるようにしたいといふのが第一の考へ方でございます。もう一つは現実には、実は陸上の失業保険につきましても、労働大臣の決定によつて十二月一日からすでに四百六十円に上つておる実情もございまして、幸い国会が開かれております今日でございますけれども、どうしても一月だけは海上労働者の最高日額の決定は遅れるという結果になりますので、さような点も考慮してお願ひしておるわけでござい

それからも一つは申すまでもなく陸上の失業保険につきましては同様のことが多少内容的には差つておるにいたしまして労働大臣の決定に任されおる前例もございまして、御了承願ひするのではないかと申したのであります。それから第三に法律の規定といたしまして、ここに明白に「失業保険金の最高日額ヲ基準トシ」といふ文句を入れておるのでございます。私どもが、行政庁が何れも勝手な金額をきめられるといふことはございせん、ここに相當はつきりした決定をいたしますにつきましても、相當きつり枠がはめられておるのでございます。運用上は更にこの枠を日額に合せて運用をいたしたいといふ方針でございますので、その辺は御了承願ひしたいと思つております。○深川タマエ君 今ちよつと私の聞き違ひだつたかも知れませんが、労働大臣に任されておりますので、すでに十二月一日から最高四百六十円に上つておるとおつしやつたのでしうか、法律が通過しない前に。○政府委員(久下勝次郎) ちよつと御説明申し上げます。実は私が申し上げたのは陸上労働者の失業保険法について例を申し上げたのでございます。陸上の労働者の失業保険は労働省の所管になつておりました、その中の規定によりまゝすると、労働者の賃金が二割以上上るか下るかに応じて失業保険金額を上げて行く、労働大臣は変えて行くという規定があるのでござい

○政府委員(久下勝次君) それではございまいませんか、陸上の労働者につきましては失業保険法の規定に基いて労働大臣が十二月一日に四百六十円に上げておるのでございます。そこで海上の労働者につきましてはこの法律の審議を頂きまして後通過いたしましたならば、この規定に基きましてこれから社会保険審議会を開いて、それから上げるようにしたい、この法律の実施の時期は順調に参りますれば一月一日からいたしたい、こういうふうに考えております。

○井上なつ景君 ちよつとお伺いしたいのですが、この船員保険法の適用者は確か船のトン数は五十トン以上だと思ひますが、それ以下の人の失業の問題は労働省で所管しておりますか、どうなっておりますか。船員保険に入っていない船に乗っている人たちはどうなっておりますか。

○政府委員(久下勝次君) お話の通り船員保険につきましては三十トン以上の船舶の乗組員で、それ以下の者については全部が陸上失業保険に入つておるとは思われませんか。失業保険法には特定の事業には適用はないことになつておりまして、失礼いたしました、具体的には私も正確に区別して申し上げられませんが、失業保険法の規定によりまして、健康保険と同じように五人以上の使用人を使つておる事業所だけに適用になつております。但し、いふ事業が適用除外になつておりまして、そのうちに水産動植物の採取というのがございます。そこで漁業のうちこういうふうなものが適用除外になつております関係上、入つておるものもあると思ひますけれども、全部

が全部失業保険でカバーしておるとは考えられませんか。

○井上なつ景君 ちよつとお伺いしたいのでございませうけれども、いつも海岸漁業地帯に参りますと、それが大きな問題でございませう。北海道あたりに参りましてはいつもそれが言われるのです。その人たちは国民健康保険も作れない、そうして船員保険の適用も受けれない、そうして大時化になつたら大変だから、これを何とかしなければならぬということを聞くのですけれども、厚生省の保険の關係のほうとしては、これはどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(久下勝次君) お話の通りこの問題は実は社会保障の問題として相当大きな問題と考へておるのでございませう。船員保険は船員法の適用がある、船員だけ保険制度をやつておりますので、今お話のような小漁業につきましてはは全然適用がございませう。これを拡げることにつきましてはいろいろの事は船員保険法の上から事務上の問題もございませうし、財政の問題もございませうし、今直ちにその適用範囲を拡げるといふことは考へられませんが、方針としては何らかの方法で、いわゆる社会保障制度の建前からカバーをするように考へて行かなければならぬと折角研究をいたしております。

○谷口彌三郎君 船員保険法の研究は本日はこの程度にて次に廻しまして、そうして戦傷病者戦没者遺族援護法の提案説明というのを承わるといふことを提案いたします。

○委員長(藤森義治君) 只今谷口委員

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤森義治君) 只今谷口委員

から議事進行について出ましたが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤森義治君) それでは船員保険法の一部を改正する法律案はこの程度にいたします。

それでは次に移ります、明禮さん。

○衆議院議員(明禮三郎君) 只今提案になりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案につきましまして提案の理由を御説明申し上げます。終戦後軍人、軍属が内地に歸つて参りますのは、その上陸地において復員手續を終りましたのち歸郷せしめておつたのでございませう。然るにその後その歸郷の途次、自己の實に歸すべからざる事故によりまして死にましたり又は傷を受けたたり、若しくは病氣に罹かるやうな事故が起つておるのでございませう。例えて申しますならば、濟州島第五十八軍隷下を離れまして、昭和二十年の十月二十五日佐世保港に上陸いたしました復員部隊のうち、四国方面へ歸ります二百数十名の軍人軍属が、同年の十一月の五日に佐世保を出発いたしました、同六日の朝七時十分頃尾道に歸つて、尾道から第十東予丸に乗船いたしましたのであります。たまたま天候が不良となりまして、愛媛県越智郡の六ツ瀬瀬というところに差しかつた際、猛烈な突風に襲われまして、該船舶は午前九時二十五分頃転覆いたしましたのであります。遂に乗客三百九十六名が、遭難溺死するに至りました事件がございませう。これらの人々は、形式的にはすでに復員が完了しておりますために、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条にいいするところの未復員の状態を離れておるの

でありまして、同法の適用外に置かれて何らの援護を受けることができません。誠に遺憾のかたみに對して気の毒なる事情にございませう。内地に歸還いたしましたとはいへ、未だ郷里に歸着していない以上は、実質的に見まして未復員の状態にあるといつて差支えがないと考へるのであります。殊に全然自己の實に歸すべからざる事由に基きまして、それが原因で死亡、傷病等の災害を受けたこれらの人々及びその遺族等が、復員手續完了という單なる形式的の理由によりまして、他の一般戦傷病者戦没者遺族と差別的取扱ひを受けますることは、全く理解に苦しむところでございませう。本件のごとき場合におきまして、戦病者戦没者遺族等援護法を拡張いたしましたして、援護の手を差し延ばせられるやう本改正法案を提出することが、最も急務と信ずる次第でございませう。

何とぞ本委員会におかせられましても慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを切望する次第でございませう。

○委員長(藤森義治君) それでは本日は提案理由を承わつて、この程度にいたしまして厚生委員会は散会いたします。

午後零時九分散会

第八部 厚生委員会會議録第十二号 昭和二十七年十二月十九日【参議院】

昭和二十八年一月三十日印刷

昭和二十八年一月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局